



# マイナンバー制度がはじまります

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。

平成27年10月から「通知カード」によりマイナンバー(個人番号)を通知し、平成28年1月からは社会保障・税・災害対策分野の行政手続きでの利用が始まります。

## 1 マイナンバー制度とは?

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は住民票をお持ちの方に一人一つのマイナンバーを付けることで、社会保障・税・災害対策の分野で皆さまの情報を適切に把握し、さまざまな場所にある情報が同じ人の情報であることを確認するために導入される制度です。

## 2 導入のメリットは?

### ①手続きが簡単に

#### (国民の利便性の向上)

本人確認や所得などの情報の確認がしやすくなるので、社会保障サービスなどを申請するときに必要な身分証明書や課税証明書などの添付書類の省略や簡素化が可能になり申請時の負担が軽減されます。

### ②給付金等の不正受給の防止

#### (公平・公正な社会の実現)

所得や給付金などのサービス受給状況を把握しやすくなるので、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることが防止され、

本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになります。

### ③手続きが正確で早くなる(行政の効率化)

国や地方公共団体等で、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などが減り、情報の照合などにかかっていた時間が短縮されます。

## 3 マイナンバーの使い方

国の行政機関や地方公共団体などで、年金や雇用保険、医療保険などの手続き、生活保障、児童手当そのほか福祉の給付、確定申告などの税の手続きといった、法律や自治体の条例に定められた事務に限り利用されます。

### 具体的な利用例

- 児童手当の現況届を提出するときにマイナンバーを提示
- 厚生年金を受け取る手続きでマイナンバーを年金事務所に提示
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載

## 4 通知カードとは?

通知カードは、皆さまにマイナンバーを通知するためのカードで、平成27年10月から順次住民票の世帯ごとに簡易書留で届きます。カードには氏名、住所、生年月日、性別の基本情報とマイナンバーが記載されています。

※通知カードは住民票を有する全ての方に送られます。  
※通知カードは身分証明書として利用することはできません。

## 5 個人番号カードとは?

個人番号カードは、通知カードに記載された情報のほか本人写真などが記載されたカードで、本人確認書類として使用できるほか、e-Tax<sup>イータックス</sup>などにも利用できる予定です。平成28年1月から希望者に交付を開始します。通知カードと同封の申請書類・返信用封筒を利用して申請してください。

※住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの取得を希

望する方は、発行時に住民基本台帳カードを回収します。

## 6 今後のスケジュール

・通知カード配布

### ◀H27年10月

・個人番号カード交付  
・社会保障・税・災害対策手続き利用開始

### ◀H28年1月

・国の機関での情報連携開始

### ◀H29年1月

・地方公共団体などでの情報連携開始

### ◀H29年7月

## 7 お問い合わせ

総務部総務課(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3320)

内閣府ナビダイヤル

☎0570200178

※9時30分〜17時30分

土日祝日・年末年始を除く

HP <http://www.cas.go.jp/jp/>

[seisaku/bangoseido/](http://seisaku/bangoseido/)